

## 法律扶助の対象化に関する意見(要旨)

### (ADRを法律扶助の対象とすることの是非に関する意見)

当事者の一方に経済力がない場合、真に平等で公正な合意に到達するためには、法律扶助は不可欠である。

法律扶助が幅広く活用できるようになれば、利用者の負担が軽減され、ADRの利用促進につながる。

現状の法律扶助制度では十分に対応し切れていない案件についても、ADRで対応した場合に法律扶助の対象とすることは望ましい。

一般市民による申立ては、被害額が少額であるなど、通常の手続では費用倒れになりかねない案件が多く、法律扶助の対象化によって泣き寝入りを回避することができる。

ADRの利用促進のためには利用者の費用負担軽減が有益であるが、その負担をADR機関だけに求めることには限界があり、何らかの手立てが必要である。

現状では、代理人がつくケースは少なく、また、申立費用も低額としており、扶助の必要性を感じない。

ADRが行政機関とは別に民間の自主規制機関としての活動を維持するためには、法律扶助の対象とすることには問題がある。

法律扶助の対象化は望ましいが、財政事情が厳しい現在、どの程度実現されるか疑問である。

### (法律扶助の範囲拡大等に関する意見)

現状では原因究明に要する費用が当事者負担となっているが、この費用を扶助の対象とすることが可能であれば、ぜひ充当してもらいたい。

弁護士会の仲裁センターにおける代理人報酬については、既に、(裁判手続に先立つ和解交渉で特に必要と認められる)任意交渉に準じて代理人報酬を民事法律扶助の対象としている。さらに、手数料その他のADR利用に要する費用も対象とすべきである。

法律扶助の対象とする基準を明確化し、公正な判断がなされることが不可欠である。

資力の乏しいベンチャー企業に対して、育成のための資金補助を設立すべきである。

(アンケート調査 3-2-5より作成)